

政令 第三百二十六号

測量法施行令の一部を改正する政令

内閣は、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

測量法施行令（昭和二十四年政令第三百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号イ中「東経百三十九度四十四分二十八秒八七五九」を「東経百三十九度四十四分二十八秒八八六九」に改め、同号ハ中「三十二度二十分四十四秒七五六」を「三十二度二十分四十六秒二〇九」に改め、同条第二項第二号中「二十四・四一四〇メートル」を「二十四・三九〇〇メートル」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。